

【工事名】 (旧) 特別養護老人ホーム斐川サンホーム解体工事

入札参加資格基準 (以下「競争参加資格」という。)

次に掲げる条件をすべて充足すること。

工事種別			
工事の種類	解体工事	条件	解体工事の登録業者であること。 開業後10年以上の実績を有すること
許可業種	解体工事業	許可区分	建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業 又は一般建設業の許可を有すること。
営業所所在地	建設業法に規定する本店を島根県内に有すること。		
工事实績等	工事实績	過去、RC構造物1,000㎡以上の解体工事を行なったことがあること。(元請け、下請けは問わない) 上記実績を有することを証明する契約書を入札参加申し込み時に提出すること(書式自由)	
建物概要	RC造平屋建て(旧特別養護老人ホーム斐川サンホーム) 延べ床面積2177㎡他 詳細は設計図書を参照する 外、付属建物、外構等の解体工事(一部残置あり)		
提出書類	入札までの提出書類は別紙①による		
スケジュール	今後のスケジュールの詳細は別紙①による		

配置技術者	現場専任	下記の条件を満たす監理技術者又は主任技術者1名を専任で配置できること。
	資格等	<p>監理技術者又は主任技術者 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 ・ 配置する技術者は、本件工事の競争参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。
	複数の配置技術者を届け出る場合の取扱い	競争参加資格確認申請書を提出する時に、他の工事に配置技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。
	配置技術者が他の工事中の場合の取扱い	競争参加資格確認申請書等提出時において、他の工事中の技術者については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）までに確実に現場専任の配置技術者として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。
	配置技術者の変更	落札後、工事の施工にあたって、競争参加資格確認申請に提出した配置技術者を変更できるのは、病床、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

	<p>契約解除等</p>	<p>落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
	<p>電気・機械設備等の配置技術者</p>	<p>電気・機械設備・空調等の設備工事の配置技術者は、協力業者から求めることとする。その場合、常駐でなくともよい</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 特別共同企業体の構成員と他の特別共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、基準に該当する者の全てが、特別共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合、ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合、ただし、(1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱う。</p> <p>オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>	